

よくある質問と回答

Q1 堀川に係留中の船舶や沈没した船舶は、県が撤去するのですか。

A1 所有者が判明している船舶については、所有者で移動をお願いしています。
所有者が不明な船舶で沈没するなど河川管理上支障がありやむを得ない時は、県で撤去する場合もあります。しかし、撤去後に所有者が判明した場合は、撤去にかかった費用を所有者へ請求することになります。

Q2 船舶を移動した後、栈橋などはそのままでもよいですか。

A2 栈橋など船舶係留施設についても、船舶と同様にその所有者又は係留者で撤去をお願いしています。

Q3 係留している船舶が河川法違反なら、何故現在も堀川に船舶が係留されていますか。

A3 現在、堀川に係留されている船舶は100隻を超えており、原則所有者で移動撤去することになっており、全ての船舶を移動撤去するには時間を要します。
現在は、ご縁橋より上流を「重点係留禁止区域」と定め、船舶所有者に速やかな移動をお願いしているところです。
※重点係留禁止区域とは…河川区域外へ除却命令等を重点的に実施する区域

Q4 船舶はいつまでに撤去するのですか。

A4 平成24年5月に「堀川プレジャーボート対策協議会」を設立し、7月にはご縁橋から上流を「重点係留禁止区域」と定めて、適切な係留についての指導や撤去対策を強化しております。具体的には各関係機関と連携して広報活動を強化するほか、重点係留禁止区域内に係留中の船舶所有者へ繰り返し訪問し、速やかな移動をお願いしています。

堀川プレジャーボート対策協議会

堀川プレジャーボート対策協議会は、河川利用の適正化、周辺地域の生活環境等の保全を図るために活動しています。

協議事項

- ① プレジャーボート等の利用実態に関すること
- ② プレジャーボートの適切な係留及び保管に関する対策及び施策に関すること
- ③ 重点係留禁止区域の指定に関すること
- ④ その他プレジャーボート対策に関する必要事項

協議会構成

区 分	構 成 員
河 川 管 理 者	島根県土木部出雲県土整備事務所（会長） 島根県土木部河川課
他の水域管理者	島根県農林水産部漁港漁場整備課 島根県農林水産部松江水産事務所
市 町 村	出雲市都市建設部 出雲市大社支所
警 察 機 関	島根県出雲警察署大社広域交番
船 舶 関 係 機 関	日本小型船舶検査機構支部
漁 業 者 代 表	漁業協同組合JFLまね大社支所
地 元 代 表	大社地域協議会

今後も継続して堀川のプレジャーボート対策を行っていきます。

ご意見等ございましたら、下記までご連絡ください。

堀川プレジャーボート対策協議会

事務局：島根県出雲県土整備事務所 管理第1グループ TEL.0853-30-5632 FAX.0853-21-9090
〒693-8511 島根県出雲市大津町1139 E-mail:izumo-kendo@pref.shimane.lg.jp

大社堀川だより

平成25年 2月号

発行：堀川プレジャーボート対策協議会
（島根県土木部出雲県土整備事務所）



宇迦橋下流：平成23年12月

発行に当って

大社堀川は長期にわたりプレジャーボート等が不法に係留されており、河川管理上様々な支障が生じています。

河川に許可なく船舶に係留したり、係留するための栈橋を設けることは「河川法」違反です。

係留船舶、施設の撤去のため様々な対策を強化しており、その内容をお知らせし皆様とともに取り組む必要があると考えています。



平成23年12月12日時点で229隻の係留船舶が確認されています。

不法係留船がもたらす様々な支障

河川に係留されているプレジャーボートは景観を損ねるだけではありません。
洪水時等にプレジャーボートが流出し橋梁や護岸などを破損させることがあります。
堀川でも、今までにプレジャーボートが流されたり、油流出が発生しております。

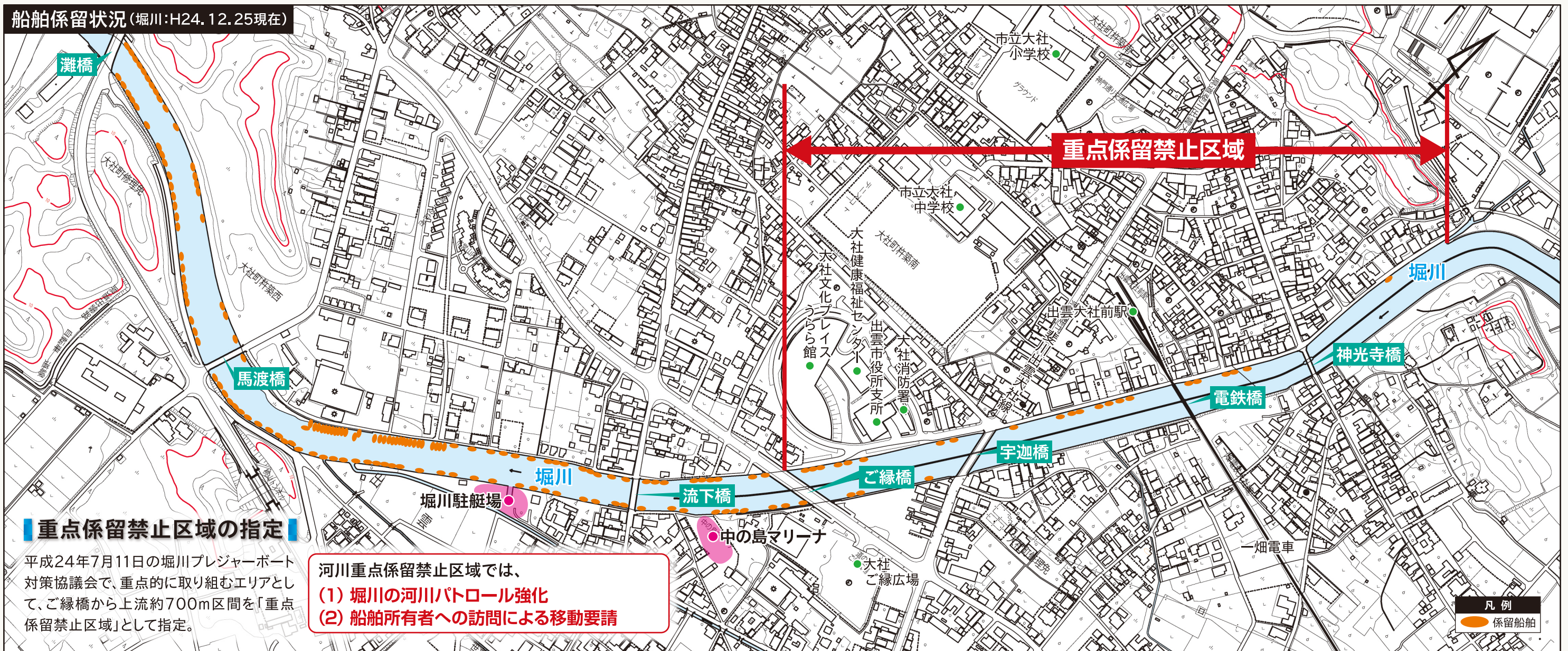


平成24年の暴風により船舶が流され他の船舶に乗りあげた（堀川）



不法係留により景観や周辺環境が悪化している（堀川）

船舶係留状況(堀川:H24.12.25現在)



主なプレジャーボート対策

河川パトロールの強化

船舶の移動を要請



船舶所有者への説明

平成24年8月、9月に説明会を実施

- ・河川法の説明
- ・自主的な移動を要請



広報活動の強化

- ・現地に看板、貼り紙等設置
- ・広報いずもに掲載
- ・ご縁ネットでの放送

重点係留禁止区域の周知



簡易代執行の実施

所有者が不明な船舶や係留施設について、行政によって撤去することができる「簡易代執行」を実施



簡易代執行の実施状況			
	代執行実施日	船舶数	係留施設数
第1回	平成23年4月25日	2	1
第2回	平成24年2月27日～平成24年3月26日	1	9
第3回	平成24年3月7日	1	3
第4回	平成24年7月19日～平成24年7月20日	2	3
第5回	平成24年12月17日～平成24年12月19日	1	13
計		7	29

これまでの船舶数の推移

- 約1年間での対策結果、
- 堀川全体で、60隻の減少(約3割減少)
 - 重点係留禁止区域で、約40隻の減少(約6割減少)

